

第五十五回

参議院地方行政委員会会議録第十八号

(二〇四)

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)
午前十時四十八分開会委員の異動
六月二十七日

辞任

木暮武太夫君
岸田幸雄君補欠選任
玉置和郎君
内田芳郎君

出席者は左のとおり。

理事

仲原善一君

林田悠紀夫君
吉武恵市君
占部秀男君内田芳郎君
小柳牧衛君沢田一精君
高橋文五郎君
玉置和郎君中村喜四郎君
津島文治君
林田正治君林木虎雄君
林兼人君
辻松澤松本市川賢一君
武寿君
房枝君

警察厅交通局長 鈴木光一君

自治政務次官 伊東隆治君

自治省財政局長 細郷道一君

消防庁長官 佐久間彌君

消防庁次長 川合武君

事務局側 説明員

自治省行政局振興課長 常任委員会専門員 鈴木文夫君

遠藤文夫君

武君

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○地方行政の改革に関する調査(内閣提出)

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(仲原善一君)たゞいまから地方行政委員会を開会いたします。

○委員の異動についてお知らせいたします。
本日、木暮武太夫君、岸田幸雄君が辞任され、その補欠として玉置和郎君、内田芳郎君が選任されました。

○委員長(仲原善一君)地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を一括議題といたしました。

前回すでに両案に対する質疑は終了しておりますので、これより両案を一括して討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○占部秀男君 私は日本社会党を代表して、ただいま委員長からお話をございました交付税法案並びに財特法案については、いずれも反対をいたします。

前者につきましては、単位費用の改善をするこ

とによって、給与問題、その他行政水準の引き上げ、いろいろな点について時勢に見合つたり方をとりたい、かような趣旨であります。趣旨そのものには何も反対する必要はないのでありますけれども、給与費に含まれている単位費用の改善の程度、あるいはまた物価上昇に見合つ改善の程度がほとんど不十分でございます。しかも、行政水準を引き上げる必要は、今日地方団体の中にきわめて各事項ごとにあるわけですが、見るべきものは改善されておりません。総括的に言つて、機械的な改定だけであつて、今日公害対策、住宅不足、環境衛生整備、交通対策、道路対策、当面山積した地方の課題にこたえるほどの、また、こたえなければならない実態にある、地方団体が財源不足に悩んでいる、そうした実態に対してもきわめて不十分な改善しか行なわれておらないわけでありまして、これが社会党として反対する理由であります。

それからもう一つの財特法案についてであります。それが、特別事業債千二百億円全部について、その元利を完全に補てんをして、地方団体には迷惑をかけない、かように、この問題が起つた最初に政府は表明していたわけであります。これに反対する法律案、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を一括議題といたしました。

式をとつたわけでありますから、交付団体にのみ交付する、かような形になるわけであります。

それからもう一つは、固定資産税の減収補てんのための四十二億円についてでありますけれども、減収分全部を満たす額を下回つておりますし、また、交付税に繰り入れて算定いたしましたために、減収補てんの意義が失われているのではなかいかとわれわれは考えております。

第三には、道路目的財源であります。二十五億円は額としてはきわめて少額であります。算定の根拠もはつきりいたしておりません。今日、緊急を要する道路の改良、補修、その他非常に大きな問題があるわけであります。これでは道路財源の賦与ということにはあまりにも足りないのでないか、ならないのじやないか。かようによるとえまして、この両案につきましては、日本社会党としては反対をいたします。

○辻武寿君 私は、公明党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案並びに昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案に反対の意を表するものであります。

まず、第一に、今日の地方財政制度あるいは地方財政問題を見まして、最も不満に感ずることは、臨時措置の繰り返しということであります。昨年も地方財源に関する臨時措置が行なわれましたが、これは、はたしてそのすべてが臨時措置が必要かどうかという問題であります。それはそれで、本年度におきましても、一部は恒久化された部分もありますが、やはり特別措置といふ形で、恒久化の保証のない臨時措置がとられておる。こういう点が最も問題で、なぜその場限りの应急措置にとどまつて、年を重ねるのか、國民はこれでは納得しがたいであります。

第二の問題は、地方交付税制度についてであります。すでに御承知のとおり、昭和四十年度の普

通交付税の交付状況を見ますと、町村の九七%、市の八五%、これが交付税の交付団体となつておりますが、これは地方財政のあり方として、正常な姿と言えるであります。わが国の地域的所得分布の状況から見て、今後とも財政調整制度が重要な役割を持つていくであらうことは想像できます。しかし、こく一部分の自治体を除いて、ほとんどすべての団体が交付団体であるということは、断じて容認できないのであります。人口では税源の再配分の必要性を力説しながら、真剣にこれを実現しようとした政府の長年にわたりる施策が、このような結果を招いたと言つても過言ではありません。

第三の問題は、町村の立場からは、地方財政の内部矛盾がますます拡大していることであります。人口の過度集中が、いわゆる過密都市対策を重大な政治課題としているが、他方では、人口減少による過疎地域の住民生活の保障もまた深刻な問題となりつあります。しかも、町村の大半は第一次産業地域であつて、全国的な工業化の中での相対的な後進性をますます深めつつあります。このような地域社会の流動化の中で、現行の地方財政制度は、十分これに対応し得る機能と財源の量を与えられておりません。地方自治の当面する本質的な問題がここにあると思ふのであります。特に貧弱な町村は、税収よりはるかに多い交付税をもらつておる。このような実態でありますので、配分方法にわざかな変更があつても、当該町村では死活問題となつてしまふのであります。以上の観点に立つて見れば、予算編成のたびごとに、その場のぎの財源争奪戦を繰り返す愚を避けるためにも、この辺で国と地方との事務と税源の合理的な再配分を真剣に考へるべきであると思ふのであります。特に最近の地方公共団体の役割は複雑広範にわたり、財政需要も急増し、さらには、社会保障の拡充や地域開発の進行による建設事業の伸びも著しいが、それが今日のように、歳入の多くは人件費などの義務的経費に食われて、道路・住宅など、住民の生活環境を改善する

ための投資的経費が圧迫されるという財政構造を続けていては、住民のための地方自治など、とうてい期待できないのであります。一方では税源の再配分の状況から見て、今後とも財政調整制度が重要な役割を持つていくであらうことはあります。よつて二法律案ともに反対の意を表すものであります。

○委員長(仲原善一君) ほかに御意見がないようございますので、両案に対する討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

「地方交付税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。」

〔賛成者挙手〕
○委員長(仲原善一君) 多数であります。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 多数であります。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

両案の審査報告書につきましては、前例によりまして、委員長に御一任を願います。

○委員長(仲原善一君) 次に、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(藤枝景介君) 提案理由の説明を願います。藤枝國務大臣。

○國務大臣(藤枝景介君) ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたしました。

この法律案は、最近における道路交通の実情に応じて、運転免許の効力の仮停止の制度を新設する等の措置を講ずるとともに、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通事故違反事件のうち、現認、明白、定型のものを迅速かつ合理的に処理するため、交通反則通告制度を新設すること等をその内容としております。

まず、交通事故の防止をはかるための改正規定について御説明いたします。これは、この法律案の第一条に規定されています。

第一は、横断歩道者の保護の徹底をはかるため、車両等の通行方法の規定を整備することです。これは、前車の側方を通過する車両等による横断歩道上の危険を防止するため、交通整理の行なわれていない横断歩道を通過する車両等の通行方法に関する規制を強化すること等がその内容となっております。

第二は、大型自動車による交通事故を防止するため、所要の規定を整備することです。これが、前車の側方を通過する車両等による横断歩道上の危険を防止するため、交通整理の行なわれていない横断歩道を通過する車両等の通行方法に関する規制を強化すること等がその内容となっております。

その一は、一定の自動車に関し、安全な運転を確保するため、運行記録計による記録及び保存について規定することです。

その二は、積載制限違反による危険を防止するため、積載制限違反の罰則を強化するとともに、安全運転管理者等が積載制限違反の運転を下命し、または容認することを禁止することです。

その三は、大型自動車の運転の資格要件を引き上げることであります。これは、大型自動車免許の資格年齢を二十歳に引き上げ、及びその運転免許試験は、運転の経験の期間が一年以上の者でなければ受け取ることができないこととし、あわせて第八十五条第五項の政令で定める大型自動車の運転の資格要件である運転の経験の期間を三年に引き上げることがその内容であります。

第三は、運転免許の行政処分の制度の合理化をして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたしました。

この法律案は、最近における道路交通の実情に応じて、運転免許の効力の仮停止の制度を新設する等の措置を講ずるとともに、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通事故違反事件のうち、現認、明白、定型のものを迅速かつ合理的に処理するため、交通反則通告制度を新設すること等をその内容としております。

まず、この制度は、自転車、荷車等を除く車両等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微であつて、現認、明白、定型のものを反則行為とし、反則行為をした者に対しては、警視監査または道府県警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為について刑事訴追をされず、一定の期間内に反則金の納付がなかつたときは、一定の期間内に反則金の納付がなかつたときは、本来の刑事手続きが進行するということを骨子とするものであります。これによつて、大量に発生している自動車等の運転者の道路交通事故違反事件のうち、現認、明白、定型のものを迅速かつ合理的に処理するための改正であります。

件について、事案の軽重に応じた合理的な処理方法をとるとともに、その処理の迅速化をはかるうとするものであります。

次に、この制度は、事案の軽重に応じた処理をすることを目的としておりますところから、反則行為をした者であっても、危険性が高いと考えられる無資格運転者、過去一年以内に運転免許の効力の停止等を受けたことがある者、酒気帯び運転をしていた者及びその反則行為によって交通事故を起こした者に対しては、この制度を適用しないこととしております。なお、少年につきましては、この制度を適用しないこととしております。

次に、この制度は、警視総監または道府県警察本部長の通告によつて反則金を納付するのがたてまえとなつておりますが、警察官の告知の制度を設け、この告知によつて反則金を支拂付することができることとし、国民の利便をはかつております。

と、こうしたことなどございますから、大体大きつて、実施をしなければならないと予定しております。したその地区の大体半分は実施しているんだと、こりういうふうに見てもいいんじやないかと思うのであります。が、というのは、その人口とか面積といつても、なかなかこれは一がいにそのペーセンテージから見て、一%、一%の違ひが、直ちに実施の進捗状況をそのまま的確に示すというわけにほかねだらうと思ひますので、大体必要だと思つた団体、その団体が現在まで幾つも実施されているか、あるいは告示されているかといふことを見たほうがいいと思ひますので、一応のめどとしてそういうふうに考えていいんじやないだろうか、こう思うんですが、その点いかがですか。

○説明員(遠藤文夫君) 御指摘のように、一がいに団体の数で抑えますのは、人口三万とか五万とかいうような市もございまして、適當でないかと思われますが、一応ここにかりに住居表示が必要なようなところは市街地でございますから、大体人口十万以上ぐらいの市で押えてみますと、そのうちでもって大体着手しておりません団体が三十四市ござります。着手していない理由はいろいろあるわけでござりますけれども、たとえば京都とかあるいは札幌というように、現在の状況でもつていいのではないかというような考え方を持つているところもあるようござります。あるいは区画整理というようなものをやつておりますので、それらを待つてやつたらいいじゃないかというようなことを考へているところも、いろいろ一つ二つ事情があるようでございまして、ほんとうに住居表示が不便で日常生活が混乱しているところにつきましては、昨年なども必要な地区につきましてはすみやかに実施するようにといふような指導をいたしまして、何と申しますか、ほんとうにこの前御審議いただきましたように、住居表示が混乱しております、住

民の日常生活に不便を与えていたといふ市につきましては、おおむね着手しているんじやないか。ただ相当人口規模の大きなところは、特別区を除きまして、ベースがおくれているというような状況ではないかと、かように考えております。
○鈴木壽君 法律にあるように、四十二年の三月三十日までに完了しなければならぬというようなことがうたわれているわけでございますが、そういう点から見て、現在いまおっしゃつたような進捗の状況であるとすれば、法で一つの努力目標ではありますけれども、掲げた、こういうことに対するして、どの程度のこと今までいつてあるというふうにござりますか。

○説明員(遠藤文夫君) 法律にありますように、何といいますか、確かに、形式的に市街地である区域につきまして全部完了するというような考え方によりますと、先ほども申しましたように、四〇〇%という数字になるわけでございます。おおむね四〇〇%程度という数字になるわけでございますが、実質的に法律が、何といいますか、住民の日常生活に著しく不便を与えていたといふ地域について行なうというような見方からいたしますと、特別区及び人口十万以下の市につきましては、若干ペースはおくれておりますけれども、おおむね順調に進んでおる。人口十万以上、特に人口三十万以上ないし六大市といふものにつきまして、これはおくれておるというようくに判断しております。

○鈴木壽君 この法のねらい、そしてこの住居表示という仕事のねらいは、繰り返すようでありますけれども、国民生活に不便を与えており、経済活動に大きな障害を与えておる。さらには実際の市町村の行政事務の遂行という点からいっていろいろな不利不便がある、こういうところからとばは少し変でありますけれども、整理、合理化をしなきやならぬ、こういうことであつたはずなんですが、私全部——全国にわたって調べたわけじゃありませんが、また調べられるわけでもないのですが、確かにこの整理によつて、町名地番の整理によつて、從来著しく不便であつた

り、あるいは不利であったり、いろいろな点において支障があつたものに対してのそれは相当程度遅延をあげておる、こういうことは私は言えると思うのであります。したがいまして、そういう面から、この仕事がさらに今後も続けられて、適正な町名地番というものの制度ができて、住民から喜ばれ、あるいはまた、各方面からもよくなつたと言われるようになきやならぬと思うのであります。が、今後の自治省のこの仕事に対する態度としては、そういうことでこれを強く進めていかれるというのであるか、あるいは、まあそのうちに市町村はやるだらうということで、いわばあまり積極的にタッチをしない、こういうのであるか、そこら辺ひとつ大臣はどうですか。

○國務大臣（藤枝宗介君） ただ、今までお答えしたように、特別区あるいは十万未満の市町村等は、わりあいに進歩していると見ていいんじやないか。ところが、十万以上あるいは六大市といふようなものがまだまだ十分でないと思われます。先ほどからお話しございましたように、町名地番等が非常に錯雑いたしておりまして、住民側も不便であり、行政の面からいっても非常に不便であるというようなそういう、これを何と申しますか、この住居表示の方法によつて改善していく、そういう必要のあるところにつきましては、今後も強くこの推進をはかつてまいりたいと思っております。

○鈴木壽君 ここで実は大臣並びに自治省のほうへさらくにお伺いをしたいのであります。が、この推進のしかた、あるいは自治省の指導のあり方、こういうもののについて、現在まで実施されてきましたこの経過、さらにもつと言いますと、その中には町名地番の整理にからんで非常に混乱が起つておるところがあるわけなんですが、紛争と申しますか、混乱と申しますか、いずれ住民から非常に不満の気持ちというとで見えられ、実施がなかなか進まなかつたとか、あるいは実施され、告示をされた後も住民の不満がなお消えやらないままに、いわばさまざま問題にまで発展を

して困った事態がでてきておるという、こういう点から
があるわけでござりますので、そういう点から
いって、大臣がいまお話しになりました、この効
果を高めるためにはさらに推進していくなければ
ならぬ、私もそう思いますが、推進のしかたなり
指導のやり方について、どうも端的にいって、從
来のそれについては若干私は不満があると思ふの
であります。

そこで一つお聞きしますが、法律に従つて自治
大臣が基準を示しておりますね。基準が示されて
おるわけでございますが、どうもこの基準の受け
取り方といいますか、これはいろいろあるようで
あります。そこで、法律でないものであります
が、この基準といものをもつと言いますと、基
準のいわゆる拘束力といいますか拘束性といいま
すか、こういうものについてどういうふうに考え
ていくべきであるのか。もつと言いますと、これ
は単なる自治大臣から示された基準である、法律
に基づいてつくられたわけであります、基準で
ある、しかしそれはそれだ、おれのほうではこう
いうふうにやるのだと、いうような場合と、それか
らいま一つは、これは法律に基づいてつくられた
基準だからというので、非常に画一的に、何かこ
う一つの動かすべからざるそのように考えて、
これに忠実にのっとつてやっていくという、大
ざっぱにいって二つの受け取り方が私あつたの
ぢやないかと思う。さつき言いました各地におけ
る不満とか、あるいはそれから出てくるいろいろ
な紛争とか、いよいよなもの、これは、いま言つた
ようなことの基準を、どう受けとめてどうやつて
いくかということについての、それから私関連し
ているものがだいぶあるのぢやないだらうかと、
こういうふうにも思うので、基準についてどう考
え、どうこれを受けとめてもらいたいというふうな
お考えになつておられたのか、それをひとつお
聞きしたいと思います。

る問題があると申しますのは、そのうちの住居番号と住居表示に用いるところのいわゆる街区符号と問題である。このほうではなくて、主として町の区域の合理化の問題であろうと思ひますので、そちらのほうを申しますが、実はこの実施基準は、一例を申しますと、たとえば町割りにつきましても、その地域の特性に応じて街かく式または結合式を採用するとか、あるいは町の名称として丁目をつけられる場合には一定の基準によって整然と配列し、丁目の数はおよそ四、五丁目程度にとどめることができます。ただ現実に、この基準のままで、直ちに一つの市町村におきまして住居表示を実施するのには、あまりにもばく然、彈力性がござりますので、具体的な何といいますか、きめ方をしています。ただ現実に、この基準のままで、この基準の範囲内におきまして、たとえば基準においてはその街かく式または結合式を採用するといつているのに、その市町村によりましては、主として外かく式を採用する、あるいは町名、丁目、何丁目というのをつけられるかつけないかということにつきましては、別にこちらはつけるともつけないでも、どっちでもよい、つける場合には一定基準といつているのにございましたので、主として町名をつける方針を採用している市町村もあれば、そうでない市町村もある、そういうふうな点から、比較的何か画一的な指導に流れののではないかというような御指摘もございましたので、それ実施につきまして二回ばかりでございますが、通知も出しまして、彈力的な形でもって運用をするというような形でこの指導をしてまいります。

○委員長(仲原善一君) 速記起として。
○鈴木壽君 時間の関係もござりますから、じ
あ、ひとつ問題の起つておる地区のことにつ
いて、端的にその問題に入つてまいりたいと思
いますが、さつき申しました各地の紛争といいま
か、あるいは混亂、たとえば東京都内におきま
ても、ずいぶんあちこちにあつたのでございま
し、文京区においてもございました。本郷弥生
の町名の問題あるいは渋谷区等にもございま
し、千代田区にもございました。それから豊島
なんかにもあつた。しかもその中では、解決を
だと思うのでありますが、そこで、これに対し
いろいろ紛争なり騒ぎなり、反対運動が起つて
は裁判沙汰にまでなつて、いろいろこれは御承
知のことです。それで、これに対する指導とか、
何かこれに対する指導とか、あるいは関与とい
うおつたり、これに対して、一体自治省としては
ういう態度をとられたんでしょうか。全然ノ
タッチとすることでございましょうか、それと
もの、関与というと少しことばが悪いですが、
ういうものがあつたかどうか。
○説明員(遠藤文夫君) 御指摘のよう、特
に居表示の実施に伴う町の区域ないしは特に町名
問題にからみまして、いろいろ紛争が起きてお
わけでございますが、実はこの実際の町の区域
いしは名称の決定というものは、法律上は市町
長と市町村議会というものの決定ということと
なつておるわけでございますが、実は当初より
このような住民の日常生活に結びついたような
常に手近なところにある問題につきまして、住
民の意見を聞いて十分円滑に行なうというような
につきましては、当初からその点が、住民の
解と協力を求めるという方法が重要だと考えま

協力のもとに円滑に行なわれるというように指導をしてまいつたわけでございますが、特に私どものほうに、ものによりましては、直接いろいろ耳にされる、あるいは住民の方からの御意見があるといふようなことにつきましても、個別に、いま申しましては、ある方針で、十分地元の理解と協力を求めて行なうようにといふように、個別的に指導もいたしてまいつておる、かよな状況でござります。
○鈴木毒君 個別的に指導なさったということですが、もうと、じやはつきりお聞きしますが、目白、池袋周辺、目白の、いわゆる豊島区におけるいままお問題になつておるところが三カ所ございますね、裁決されたになつておるところが三カ所ござります。これはいま私が三つの個所について、それぞれ具体的にどうのこうの言うことを避けたいと思ひますが、そのうちの一つ、旧高田町に属する目白三丁目、四丁目、舞ヶ谷六丁目、七丁目及び旧西巣鴨町に属する池袋二丁目、三丁目であつたところ、その大部分が目白地区であつたので、住民の人たちの過半数は、その町名を、旧町名である目白というにして、目白何丁目と決定することを強く希望したにもかかわらず、どうでなく、西池袋二丁目とすることで議会で議決をしてしまつてしまつた、こう、うことが一つあるわけで

思、それに基づきまして、まあ議会におきまして最終的には決定するという仕組みになつておりますので、具体的な事案につきまして、私どものほうから名称をどうせよ、あるいはどういうふうにせよというような、具体的な指示をするという形の指導はいたしておりませんですが、東京都に対してしまして、いろいろそのような地元からの陳情等もありました際には、そういう案件につきまして、十分審議会、あるいは地元の納得を得た上でもつて進めるようにというような形で、事情を聞いたり、適切な指導をするように指示したい、かのような形の指導をいたしております。

○鈴木壽君 東京都を通じての指導をおやりになつたようであります、そうしてまた、具体的には町名をどうするとかこうするとかいうことまでの指導というものはあり得ないものだと思うと、いうようなお話をございましたと思うのですが、確かに私も、町名をこうするのはけしからぬからこういうふうに直せとか、そういうふうのはどうかという、こういうような指導というものは、これはあまり好ましいものではないと思うのです。ただ、おっしゃる、最終的には住民の意思に基づいて、そうして議会において決定されるべきものであるという、こういう一つの決定のあることは議決の、その間に至る手続的な問題として、私はもとと直接あなた方が手を下さなくとも、東京都を通じてもっと指導がなされるべきではなかつただろうか、こういうふうに思うのですが、いま言つたように、この町名はけしからぬからこういうふうにえろとか、おまえのところのやつはどうも少しおかしいじゃないかとか、まあこんなことはなすべきではないが、しかし、こういうものの決定にあたって、一番大事な基本的な問題として考をなすればならないことは、住民の意

○鈴木壽君 時間の関係もございますから、じて、端的にその問題に入つてまいりたいと思いますが、さつき申しました各地の紛争といいまして、あるいは混乱、たとえば東京都内におきましても、ずいぶんあちこちにあったのでございまして、文京区においてもございました。本郷滋生の町名の問題あるいは渋谷区等にもございまし、千代田区にもございました。それから豊島なんかにもあった。しかもその中では、解決をいたというふうにいえるところもありますけれども、なお豊島区の池袋駅の周辺の問題等についは裁判沙汰にまでなつて、いろいろこれは御承だと思うのであります。そこで、これに対しいろいろ紛争なり騒ぎなり、反対運動が起つたり、これに対し、一体自治省としては、ういう態度をとられたんでしようか。全然ノタッチということでございましょうか、それとも何かこれに対する指導とか、あるいは関与といふもの、関与というと少しことばが悪いですが、ういうもののがあつたかどうか。

協力のもとに円滑に行なわれる、というように指導をしてまいつたわけでござりますが、特に私どものほうに、ものによりましては、直接いろいろ耳にすらある、あるいは住民の方からの御意見がある、ということによることにつきましても、個別に、いま申しましては、たような方針で、十分地元の理解と協力を求めて行なうように、というように、個別的に指導もいたしてまいつておる、かような状況でございます。
○鈴木毒君 個別的に指導なさつたということで、すが、もと、じやはつきりお聞きしますが、目白、池袋周辺、日白の、いわゆる豊島区におけるいままなお問題になつておるところが三ヵ所ございますね、裁判させたになつておるところが三ヵ所ござります。これはいま私三つの個所について、それぞれ具体的にどうのこうの言うことを避けたいと思いますが、そのうちの一つ、旧高田町に属する目白三丁目、四丁目、雑司ヶ谷六丁目、七丁目及び旧西柴嶋町に属する池袋二丁目、三丁目であつたところ、その大部分が目白地区であったので、住民の人たちの過半数は、その町名を、旧町名である目白ということにして、目白何丁目と決定することを強く希望したにもかかわらず、そうでなく、西池袋二丁目とすることを議会で議決をしてしまつてしまつた、こういうことが一つあるわけです。こういうことに對して、当時相当反対運動といいますか、そういうことで審議会にも、あるいは議会にも、住民の人たちは、自分たちの希望するようになつてもらいたい、ということの陳情といいますか、そういう意思表示をなさつておつたのです。あります、ですが、そういうことに對して、かなりあるそこではもめておるのであります。そういうこととの具体的な指導をなさいましたか。
○説明員(遠藤文夫君) 実は東京都の問題につきましては、私ども直接特別区に對して指導すると、いうことではなくて、東京都を通じて指導してまつておるわけでござりますけれども、実はこの点がやはり住居表示の町の区域、もしくは町名の決定といふものが、やはり最終的には住民の意

思、それに基づきまして、まあ議会におきまして最終的には決定するという仕組みになつておりますので、具体的な事案につきまして、私どものほうから名称をどうせよ、あるいははどういうふうにせよというような、具体的な指示をするといふ形の指導はいたしておりませんですが、東京都に対しまして、いろいろそのような地元からの陳情等もありました際には、そういう案件につきまして、十分審議会、あるいは地元の納得を得た上でもって進めるようにというような形で、事情を聞いたり、適切な指導をするように指示したい、かような形の指導をいたしております。

○鈴木壽君 東京都を通じての指導をおやりになつたようになりますが、そうしてまた、具体的には町名をどうするとかこうするとかいうことまでの指導というものはあり得ないものだと思うと、いうようなお話をございましたと思うのですが、確かに私も、町名をこうするのはけしからぬからこういうふうに直せとか、そういうふうなのほどうかという、こういうような指導というものは、これはあまり好ましいものではないと思うのです。ただ、おっしゃる、最終的には住民の意思に基づいて、そうして議会において決定されるべきものであるという、こういう一つの決定の、あるいは議決の、その間に至る手続的な問題として、私はもつと直接あなた方が手を下さなくとも、東京都を通じてもつと指導がなされるべきではなかつただろうか、こういうふうに思うのですが、いま言つたように、この町名はけしからぬからこういうふうに変えるとか、おまえのところのやつはどうも少しおかしいじゃないかとか、まあこんなことはなすべきではないが、しかし、こういうものの決定にあたつて、一番大事な基本的な問題として考えなければならないことは、住民の意思というものを尊重しなければいけませんといふことだと思います。おっしゃつたように、最後は住民の意思に基づいてそれを尊重した上で議会できめる、あるいは提案する人も、その提案をそうちうふうな形でなすべきだという、こういうこと

について、どうも都の、私は、いまあがつております
ます農島区の、いま裁判されたになつておりますこの
三つの個所のきめ方といふものは、そういう意味
でのルールといいますか、手続といいますか、そ
ういうことにおいてどうも欠けたところがあるも
のだから、私は、自省省が指導する場合には、そ
ういう面においてもひとつ適切なる指導があつ
てよかつたんではないか、こう思うのですが、そ
こら辺いかがでござりますか。

○鈴木壽君 民の意見を聞く手段と申しますものが、都につきましては、私どもとしては、できる限りの指導をしてまいつたつもりでございますが、たとえば地元に対しても説明をするやり方その他の、地域の実態に応じていろいろ違うようでございます。しかしながら、私どもが一般的に、全国共通に指導しておりますのは、少なくとも住民の代表を含めて、これらの住居表示関係の審議会というのもつくらり、その審議会を通じまして、その住民の意見を聞いた上でもって、最後には議会の決定を願う、かような形の指導をいたしてまいりておるわけでございます。

条に「自治大臣又は都道府県知事の勧告等」ということで規定があります。ことばは指導ということは使っておりませんけれども、「援助若しくは助言」あるいは「場合によつては勧告をすることができる」というふうになつておりますね。それからまた十一条には、「国及び都道府県の機関等の協力」ということがありまして、そういう点からしますと――それからいま一つは、技術的な基準の問題でも、自治大臣の権限として定められるものでありますし、したがつて、その基準に基づいてどのように行なわれておるかと、いふようなことをついては、もつと積極的に私は自治省がこの問題について指導すべきであつたのではないか、それは指導の手は、直接その地区の問題ある

いはその地区の団体にいかなくて、たとえば都府県を経由する場合があつても、ともかく自治省の意思といふものは、もう少し明確に表明される形においての指導といふものが私はあつてしかるべきじゃなかつたかと思うのだが、どうもこの際にはそういうことがなかつたようだ。どうもこの際にはそういうことがなかつたようだ。それが、その点はいかがですか。

○説明員(遠藤文夫君) 実は住居表示の制度の実施以来、いろいろな形で指導してまいりておるわけですが、おっしゃるように、自治省としましてもう少しつきり指導したほうがいいじゃないか、というような意見もございまして、昨年の九月にも、前にもいろいろ言つておるのでございますけれども、重ねて全国の都道府県に対しまして、町割りについては、その地域の特性に応じて定めるようにし、町の名称についても、関係住民の意向を十分尊重するようにというような文書などを出しまして、重ねて指導してきておるというような状況でございます。

○鈴木壽君 確かにいまお話しのように、昨年の九月に、これは政府部内でも問題になつて、当時の愛知官房長官と、それから塩見自治大臣、この話し合いがありまして、それに基づいた、いわば指導といふことが都道府県を通じて行なわれておられますね。それは確かにそういうことがあつたことを承知しております。あるいはまたその前に、も、実施の基準についての運用、そういうことにつきましてのいわば通達も出でておる。しかし、私の言うもひとつという意味は、通達の上でこういう法律の趣旨がこうだからこのとおりやりなさいよというようなことを重ねてやつたという、そういうことよりももつと具体的に問題になつて、大きな騒ぎになつて、そういうことの解決のために打つべき手があつたのじゃないだろか。何べんも言うように、直接でなくともたとえばこの場合なら東京都を通じてもつと適切なる指導というものがあつてよかつたのじゃないだろか。何べんも言うように、直接でなくともたとえますが、そうしてあとで新聞を見ますと、佐藤總

理がこの問題について、四十一年の十一月で話し合ひ、官房長官に、これは何とかしなければいけないじゃないかというようなことで、官房長官に話をし、官房長官からさらに自治大臣に重ねてその指導方といいますか、そういうことについての繰り返しだけに終わつたきらいが私はあったと申しますが、しかし、そういうことがあつたにもかかわらず、いま言つたように、どうも抽象的な文章の名前をこうだとかあだとかいうようなことでなしに、きめるに至る段階、そういうルール、こういう事柄についても、いわばきめのこまかい指導があれば、いま起つて、なお解決できないおるこういう問題というものが、私は起らなかつたのではないだらうか、こういうふうに思つわけなんです。

そこで私は、過去の過ぎ去つたことでございますから申し上げません。今後の問題として、さつき大臣から、今後こういう仕事の進捗については大いに促進方については努力しなければならぬ、いうふうなお話がありましたが、今後行なわれる町名地番のこの整理等において、あるいはかつて豊島区において、あるいは文京区において、あるいは他の地区において起つたようなこういう事態が起らないようにするために、ひとつ自治省として十分今後の指導のあり方というものについて私は考えていただきたい、こういうふうに思つうんですが、いかがでしよう。

○説明員(遠藤文夫君) 実は先ほども申しましたように、いろいろ批判も受けましたり、またそれを受けまして、私どもも指導いたしたりいたしておりますが、なお御質問のような、御意見の趣旨をも来て以上に市町村におきましても、住民の意向を尊重いたしまして、実施の状況を見ながら、その適切な指導をしてまいりたい、かように考えてお

それとも、いろいろ住民の方の意向がある場合に、その最終的に区の議会においてきまるまでの間におきましては、通常のケースでございますが、やはり議会においていろいろ議論になつたり、いろいろしておるわけでございます。その過程における話を聞きますと、通常の場合には、やはり住民の間におきましても、意見がむしろ分かれておるというケースが多いわけでございます。住民全部が一人残らずどうだというのを、それを全然住民全体の意思に反しているというようなケースは私どもまずないのじやないだらうか。そこで結局意見が対立しておるような場合に、どちらをとるかというようなことでよく問題になつておるわけでござりますが、その場合にはおきましては、結局いろいろ審議を尽くしまして、その結果、区の議会におきまして、それがやはり住民の意思なんだというような形で扱わざるを得ないのじやないだらうか、かように考えておるわけでございます。

京都の指導もいたしておるような次第であります。
○鈴木壽君 確かに形の上では、いまの制度の形
の上からしますと、たとえば豊島区なら豊島区に
設けられた審議会でも、それがよしとされておる、
それに基づいて首長が提案したのでしょうが、議
会においてもいろいろ意見があつたけれども、し
かしこうだというふうに決定されたという、これ
は形の上からすれば民主的なルールといいますか、
一つのそういうものは整つておると思うのですが、議
会においては、実はこの地区的の場合そうじやな
いのですね。それはもちろん、町内の関係の人が
百人おれば、百人全部一〇〇%これに反対であつ
たかというと、そうでもない。ペーセンテージにす
れば、もつと下がつた七〇%とか七〇何%という
ことになるかもしれません。しかし、少なくとも過
半数がこういうことに対しても反対だと見て、現
にそういう人たちが裁判を起こしている。こうい
う問題ですから、形の上では、私は一つの何とい
ますか、民主的な決定ということは言えるにして
も、実質において住民の意思なり意見なりとい
うものがくみ取られておらない決定だと見ざるを得
ないと思うのですがね。ですからそういう場合に
おいて、しかし、いま言つたような、形の上で議
会の議決にもそうあるのだしといふような、おま
えたちあきらめろ、やむを得ないのだといふふう
には、私は考えてもらいたくないと思うのであり
ます。

これは私少し理屈っぽくなりりますけれども、こ
れは一つの事例としてこういちものが出てまい
りましたが、いわゆる地方における行政のあり
方、民主的な行政のあり方、よく住民自治とかい
うことが言われる、あるいは住民民主主義とかい
うことが言われますが、こういう基本の問題に私
はこの問題がかかつてくるのじゃないかと思うの
です。町の名前が変わること、たいした問題でな
いといふことも、これは一応関係のない者からす
れば、そういうことも言えますが、しかし関係民
にとつてみれば、住民にとつてみれば、何といいま

すか、これは一つの自分たちの望み、それが踏みにじられて、別の名前にされてしまうということは非常に一つの、何といいますか、精神的な面における打撃を与えるられるということになるわけですね。こういうようなことが他の行政においても行なわれるというようなことになると、これは私どもがよく言う、皆さんもよく言う、地方自治とか、さつきも言いました住民自治とかいうようなことが、これはもう根底においておかしなことになってしまうと思うのです。

私はそういう意味でこの問題というものは、何か町名の、あるいは地番のそれがというふうなことで顧みられないというようなことがあるとすれば、非常に残念なことだと思うのです。

そこで、さつきもお聞きしましたように、住民がそれほど望むものであるならば、住民の人たちがそれほど望むものであるとすれば、これはやはり何とかそういう希望に沿うようなことを考えなければいけないのじゃないか。あるいは、ことばは変でありますけれども、救済というものを考えてしかるべきじゃないだろうか、こう思うわけなんです。そこで裁判の問題ですが、法制局の方は……。

○委員長（仲原善一君） 見えております。

○鈴木壽君 議会や区長のほうへ幾ら言っても聞いてもらえない、再議に付するというようなこともしてもらえない。思い余つてこの救済を裁判に持ち込むことによってやろうというのが、ここの人たちの考え方で、訴え出たわけなんであります。ところが、さつきも言いましたように、こういうものは裁判の対象にならぬ、こういうことで却下されてしまったのですが、どうでしょう。これはいまの裁判のいろいろな制度、仕組みあるいは考え方からい、裁判の、訴えの理由がないのだというようなことで却下されるのが至当であるのか、そこら辺はどうでしよう。私、しゃちほこばつた裁判批判とか、そういうことでなしに、あなたの方の見解をこの機会に承っておきたいと思いまますが、いかがでござりますか。

○政府委員(荒井勇君) ただいま鈴木先生から御質問ございましたが、住居表示に関する町名変更決定が抗告訴訟の対象になるかについて、現在すでに、お話をございましたように、数件が訴訟に持ち込まれ、最終的には裁判所によって決定されるということなんですが、政府としてここで見解を申し上げることは適当でないと考えますけれども、先生から、そういうことにこだわらないで申しあげるようになりますと、やはり東京地裁の一審の判決がございましたけれども、こういう町名変更の決定を違法としてその取り消しを求める意味で率直に考えてみると、なかなか考えてみますと、法律上の利益というものは、なかなか考えてみますと、むずかしいのではないかと思えるわけでございます。

その抗告訴訟が成り立つためには、それが行政処分であるということ、その違法を争うということと、もう一つの要件としましては、行政事件訴訟法の第九条に書いておりますような、原告としての適格性を持つていて、すなわち処分の取り消しの訴えにつきましては、その処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する場合に限り、提起することができます。こうなつておりますが、この「法律上の利益」というのは、法律によつて保護される利益という考え方もございますし、法律制度で特別の権利あるいは利益としてまで規定していないでも、やはり保護に値する利益といふものまで含んで広く解釈しなければならないといふような説もありまして、本件の場合、行政処分であるかどうかという点につきまして、内容が議会の議決に基づいて、一般的な規範の定立をしている一種の立法的行為ではないが、その意味で処分性がないのではないかという見方がござります。ただ、まあその点は絶対に行政処分ではないといふうには言いきれない。そういう法規定立行行為でありましても、それによって直接人民に対して法律効果が及ぶというようなものであれば、それは行政処分だと考えられるというのが、最近の判例等の傾向からも見えますし、本件

の場合にはある種の法的効果を生ずるという面がございます。すなわち、住居表示に関する法律のごとくありますとか住民票、選挙人名簿等における住居表示の変更をしなければならない、あるいは法人登記の記載の変更によりまして、登記簿の記載で六条第一項の規定によりまして、登記簿の記載でありますとか住民票、選挙人名簿等における住居表示の変更をしなければならない、あるいは法人登記の記載の変更といふような公簿面に変更を生じさせるべき行政機関等の側の義務が生ずる、そういう効果があるので、これが行政処分でないとは言えない。しかし、その東京地裁の判決にもありますように、その住民の権利義務に対する直接の処分に当たるかといいますと、これらの住民がその処分によって直接自己の何らかの権利、または法律上の利益を侵害されるという特別の事情がある場合は格別、通常の場合には、町名変更の決定及びその告示そのものを違法として取り消しを求める法律上の利益はないものというべきである。あるいはその旧町名を、非常にそれに愛着を感じまして、その表示を継続したいという希望あるいはそういう感情があり、それが侵害されたということが、行政事件訴訟法にいう意味の法律上の利益とか、あるいは法律上保護に値する利益といふものの侵害に当たるかといいますと、その点やはりそのような断定をすることは困難ではないか、従来の判例で言いますと、たとえば町村議会が下した町村合併の決議といふようなものが抗告訴訟の対象となり得ないのだといふようなものもございませんけれども、こういうような考え方からしてもなかなかむずかしい。

ただ、まあ、東京地裁で言つておりますように、

こういう住居表示の変更といふ処分によつて直接

自己の何らかの権利、または法律上の利益を侵害

されるという特別の事情がある場合は格別である

ということを言つております。そういうものの立

証が十分にされる場合には抗告訴訟の対象とな

る余地があるということを言つております。

おりますけれども、これは非常に極端な町名の変

更決定といふようなものをして、それによつて現

実に生活上の利益が侵害されるということが具体

的に立証できるというようなケースがもしあります

したとすれば、その場合には絶対にできないと言つて切れないのじやないかといふ感じは持つております。一般的に申し上げますとそういうことでござります。

○鈴木壽君 私、根っからこういうことに対しても

朴な考え方方に立つていろいろと自分自身も反省し

ましたようだが、そこでそういう観点で、さつきも言

うのですが、どうかと思うので、そこ辺を含めてひ

つて御見解を聞かせていただきたい。

○政府委員(荒井勇君) この法律上の利益といふ性質のものが法律上の利益といふものに該当しま

すと、今度の却下といふもの理由の中に、訴訟

の対象になり得ないのだといふようなことを頭か

ら言つておることに対して、ちょっと私は問題に

なるなと思うのですが、そういうようなことを、

政府を代弁するとかいうような点よりも、むしろ

法律的に一体どうなのかというあなたがたの見解

をお聞きしたい、こういう気持ちなんです。

そこで私はもう一つあわせてお聞きしたいので

すが、あなたも言つておられるように、これは一

つの行政処分と見るべきものではないかといふこ

れども、そもそもの民衆訴訟といふものからしま

して、これを幾つかの事項について、いわゆる

「法律に定める場合」あるいは「法律に定める者

に限り、」と、非常な窮屈な限定があるわけであ

りますが、もととこういう問題に対しても、いわ

ゆる民衆訴訟としてのそれといふものと認められ

りますが、その点についてはどうですか、ちょっと問題変わりましたけ

れども。

○政府委員(荒井勇君) 民衆訴訟といいますのは

「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為

の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自

己の法律上の利益にかかるない資格で提起する

ものをいう」とされているわけでござりますけれ

ども、わが国の訴訟の基本的な構造としまして

は、やはりその自己の訴訟上の利益といふものが

ある者が、その利益に関して訴えを提起するとい

うことを原則として考えておりまして、こういう

ことを、非常に、事によりましては

起訴するという問題は、非常に、事によりましては

乱訴の弊害があるとかいうようなこともございま

しょうし、一般的には認めない。特に必要があ

りてそれがいわば私的な、法務裁判といいますか検

事総長といふような私的な法律上の利益の代表者

としてあざわしいといふ特別の事情がある場合

に限つて、特別の法律によつて認めるといふ立て

からいいまして、本件のような場合に、特に民衆訴

訟のできる対象とするということは、立法政策の

問題として考えて、なかなかむずかしい点がある

たような事柄まで、これは人間の生活の上にとつてきわめて大事な要素を持つものだと思うのだと

が、そういうものまで含めて考えるわけにはいか

ないものかどうか。したがつて、そういうことを

含めて考えるとすれば、やはり権利なり、あるいは

住民訴訟といわれるものが入つておりますね。

第四十二条を見ますと、民衆訴訟といふもの

は、この条文を読みますと、民衆訴訟といふもの

が非常に限定された者だけに對してできるんだと

思つてもらつたための訴訟といふものが私は成り立

つたじやないかと思うので、そこ辺を含めてひ

つて御見解を聞かせていただきたい。

○政府委員(荒井勇君) この法律上の利益といふ

ものを、かりに物質的あるいは金銭的なものだけ

ないと言い切れるのかどうか、あるいはまた行政

処分、これはあなたからいまお話をありますと、

行政処分でもないとも言えない、したがつて行政

処分であるとも言えるというようなことからしま

すと、今度の却下といふもの理由の中に、訴訟

の対象になり得ないのだといふようなことを頭か

ら言つておることに対して、ちょっと私は問題に

なるなと思うのですが、そういうようなことを、

政府を代弁するとかいうような点よりも、むしろ

法律的に一体どうなのかというあなたがたの見解

をお聞きしたい、こういう気持ちなんです。

そこで私はもう一つあわせてお聞きしたいので

すが、あなたも言つておられるように、これは一

つの行政処分と見るべきものではないかといふこ

れども、そもそもの民衆訴訟といふものからしま

して、これを幾つかの事項について、いわゆる

「法律に定める場合」あるいは「法律に定める者

に限り、」と、非常な窮屈な限定があるわけであ

りますが、もととこういう問題に対しても、いわ

ゆる民衆訴訟としてのそれといふものと認められ

りますが、その点についてはどうですか、ちょっと問題変わりましたけ

れども。

○政府委員(荒井勇君) 民衆訴訟といいますのは

「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為

の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自

己の法律上の利益にかかるない資格で提起する

ものをいう」とされているわけでござりますけれ

ども、わが国の訴訟の基本的な構造としまして

は、やはりその自己の訴訟上の利益といふものが

ある者が、その利益に関して訴えを提起するとい

うことを原則として考えておりまして、こういう

ことを、非常に、事によりましては

起訴するという問題は、非常に、事によりましては

乱訴の弊害があるとかいうようなこともございま

しょうし、一般的には認めない。特に必要があ

りてそれがいわば私的な、法務裁判といいますか検

事総長といふような私的な法律上の利益の代表者

としてあざわしいといふ特別の事情がある場合

に限つて、特別の法律によつて認めるといふ立て

からいいまして、本件のような場合に、特に民衆訴

訟のできる対象とするということは、立法政策の

問題として考えて、なかなかむずかしい点がある

がいたします。

○鈴木壽君 そうすると結論から言つと、どうも

けれども、この種の問題、もつと端的にいと、

自分たちの誇りともいつていいようなもの、これ

がいま変えられようとすること、まことに

いわゆる具体的な権利利益といふそういうものも

のの中に、それを単に物質的な金錢の問題とか何

とかということに限定をしないで、もつといま言つ

った。

○政府委員(荒井勇君) そのとおりでございま

のではないかというように思います。

○鈴木壽君 そうしますと、これらの問題について、行政事件訴訟法からはますと、やはり訴訟のそれにはならぬ、こういうことにまたなるようだといふことを言つてゐるわけですね。こういうことの決定とを言つておきまして、ただ、ここで一つお聞きしておきたいのは、これは法制局からも自治省からも伺いたいのですが、この訴えにおいて違法だということをから議会の議決ということ、手順を経ていますから、これは簡単に違法だとは言えないと思ういましたように、形の上では確かに審議会なり、それからねらつてある考え方、趣旨といいますか、精神といいますか、こういうものからすると、趣旨に反したきめ方をしているということは私は言えますと、この法律の、住居表示に関する法律の少なくともねらつてあると思うのですが、というのは、第三条の四項に、「住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない」という一つの規定がある。こういうことは单なる訓示規定みたようなそれと言えるわけなんだけれども、しかし、私は、このような問題の処理にあたっては、さき自治省のほうからお答えがありましたが、最終的には住民の意思を尊重してやらなければならぬという、そういうことを私はここのうか別としても、正しくないやり方であったと見えになりますか。

法律上間違つておるといふうに判断するわけにはまいらないだろうと、かように考えておりま

○政府委員(荒井勇君) 同様に考えております。
○鈴木壽君 そのことは、私もさつき言つたように、形の上からしますと、これが違法な決定だとか議決だとかいうことは、私は言えないとですが、繰り返して申し上げますように、もっと内容に立ち至つてみると、どうも法律で考えておる、あるいはその趣旨とするところ、それから逸脱したような手続的な問題として、私はやはり問題になり得るのじやないだらうか、そこに違法だといわれる一つの問題があるのでないかと思うので、それで、あなたの方一体どういうふうにお考えになるのかと、こういうふうにお聞きしたわけなんです。形の上からは、そう簡単に違法だとは言えないと、だらうと私は思いますけれども、実質的に、どうもせつかくこういう法律がこういうことを言つておるのに、そういうことを、いわば趣旨に反し、たきめ方、こういうものがあることはまことに私は遺憾だと思うのですが、遺憾である点については皆さんどううです。

○残念だと思つております。

○説明員(遠藤文夫君) このように、何と言いますか、御指摘のように問題になつてゐるということと自体につきまして、私どもとしても、まことにすれども、こういう問題は、行政不服審査法によつて取り上げてもらうということもできないわけですね。いまの、行政不服審査法のそれによつて書かれてあることによつて見ると、議会の議決にかかるわるようなものについてはだめだということがありますね。そうすると、どうです。さつきからちよつと聞いておるようく、何とか住民の利益を守る——利益にはいろいろ考え方があるでしようが、意思を取り入れたことをやらせるといふようなことに対しても、ちよつといまの法律では手がないといふようなことになりますね。いかがでござりますか、その点。

○政府委員(荒井勇君) その点につきましては、先ほどちょっと申し上げたわけでござりますけれども、こういう非常に広範に影響のある問題につ

きましては、しかも、法律上の利益というものの立証が困難であるというものにつきましては、事後救済の手続で考えるよりは事前手続の公正慎重というようなものを確保するような方向でこれらを立法的にも考えるべきであるし、行政運営としても考へるべきである。この行政が法に従つて適正に行なわなければならないということは、確かに仰せのとおりでございまして、それを確保する手段としては、事後救済手続もあるけれども、事前に、そもそもそういう救済措置が要らないよう公正な手続で、よく一般民衆の声も聞き、公聴会をやるとか説明会をやるとか、あるいは協議会を開くとか審議会を開くとか、そういういろいろな方法があるので、そういう事前手続をしっかりと公正にやられるようにするということが適当でないかと思います。

それから法律的にいって絶対ないかといえば、議会のほうが考え方をしてくれまして、再議をするということになれば、これは訴えによつて、区長に対して再議に付することを求めるということを求うな、いわば行政庁に特定の作為をするのを求める訴訟と、いう形で出しましても、これは一般的にわが国の訴訟体系では認めておりませんので、それは困難だと思ひますけれども、議会自身がそういうことをすれば、そういう道は絶対ないと、いふことではないと思います。ただ、一べんきまつたものをさらに取り消すとか変更決定するということになりますと、また広範に一般住民の利害に關係してくるということになりますので、それは理論的にはあり得ないではないと考へますけれども、実際問題としてはなかなかむずかしい。その意味では、やはり事前手続の公正ということを担保をすべきではないかと思います。

いうこともあるから、将来こういう問題が起ることであろうということも予想されるのですから、今後の自治省に対する指導方について、さつき要

望したようなことはそういうことがあります。そこで、しかし、現にできてしまったことを、いま問題になつて、いろいろなことに対する対して、その救済措置といふか、住民の意向といふのを生かすようなことを法律的に何とかないだらうかと思つて、まあいろいろ乏しいそれをやつて、あちこち見てみますけれども、どうも裁判でもだめだし、それから、何といいますか、いまの行政不服審査法なんかでも該当しないと、一体あと何かないだらうか。それは再審、再議に付することを申し出て、やつてくれればいいんですが、それはなかなかやつてくれないので、現在まできてしまつて、裁判事件ということになつてしまつておるのですから、そういうことで何かないものだらうかふうに私は思ひますが、あなた方はどうです。さつきも言つたように、そんなものは一々どうのこうのといつていられるかというような気持ちはまさかないだらうと思うけれども、積極的にそのためには何が考えなきゃならんと思うが、いかがです。その点は。

○説明員(遠藤文夫君) 結局このよだな問題は、一度町の区域及び名称が変わつてしまつた事案でござります。結局私どもとしましては、現在のままおる町、もしくは字の区域につきまして、むしろ法律上いうならば、それを変えてくれと、まあもとにするかどうかは別としまして、変えてくれというよだな問題であるわけです。で、そのような問題をいたしまして、まあ先ほど法制局のほうからあれもありましたように、ただ変えると、いうことになりますと、今度は逆に、現在ほかの住民に対する影響も非常に多いわけでございますので、まあそういう問題として、はたして可能かどうか、その辺のところにつきましては、今後と

大型特殊免許又は軽免許を現に受けている者に該当し、かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通

第百二条に次の一項を加える。
算して二年以上の者でなければならない。

第百三条第三項中「次条」を「第百四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十三条の二 免許を受けた者が自動車等の運

となつたときは、その者が当該交通事故を起
こした場所を管轄する警察署長は、その者に

もし、当該交通事故を起こした日から起算して二十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」とい

う。)をすることができる。

傷つけた場合において、第一百七十七条の違反行為をしたとき。

よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三 第百十八条第一項第一号から第三号まで
若しくは第五号又は第一百十九条第一項第一

号から第二号の二封で、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起して人を死

2
亡させたとき。
警察署長は、仮停止をしたときは、当該処

分をいた日に起算して五年以内に三回外分を受けた者に対し弁明の機会を与えない。

3 仮停止を受けた者は、免許証を当該処分を
した警察署長に提出しなければならない。
4 仮停止をした警察署長は、すみやかに、当
該処分を受けた者が第一項各号のいずれかに

所地を管轄する公安委員会に対し、總理府令で定める仮停止通知書及び前項の規定により提出を受けた免許証を送付しなければならない。

第四項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該事案について前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書を送付するときは、あわせて当該送付を受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。

仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

仮停止を受けた者が当該事案について前条第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は、当該免許の効力の停止の期間に通算する。

(罰則) 第三項については第一百二十一條第一項第九号)

第一百四条第一項中「前条」を「第一百三条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前条」を「第一百三条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 公安委員会は、そのあらかじめ指定した医師の診断に基づき、第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当することを認定した者については、第一項の規定にかかるわらず、聴聞を行なわないで第一百三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消すことができる。

第一百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、「」を加える。

第一百七条第一項中「受けた者は」の下に「第九十条第三項又は第一百三条第二項若しくは第四項の規定により」を加え、同条第三項中「公安委員

会」の下に「又は第二百三條の二第四項若しくは第六項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会」とある。

第一百七条の二中「又は同条」を「若しくは同条」に改め、「第四項の規定により」の下に「又は

の二第一項の規定により」を加える。
第一百七条の四に次の二項を加える。

による適性検査について必要な事項は、総理府令で定める。

百三十三条第一項又は第四項の規定により免許を取り消す」とあり、又は同条第五項中「を加え、

「前条」を「第三百三十二条」に改め、同条第五項中「公安委員会」の下に「又は第九項において準用する

り国際運転免許証の送付を受けた公安委員会を加え、同条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「第四項の規定による」の下に「又は第

項において準用する第二百二条の二第一項の規定により」を加え、同条に次の二項を加える。

所持する者が自動車等の運転に關し同条第一項各号のいずれかに該當することとなつた場

条中「免許の効力の停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「仮

禁止」と「免許証」とあるのは「国際運転免許証」と、「仮停止通知書」とあるのは「仮禁止通知書」と、同条第五項中「記載」とあるのは「総

理府令で定めるところにより記載]と、同条第六項中「前条第三項」とあるのは「第百七条の五第八項において準用する前条第三項」と、

同条第七項及び第八項中「前条第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。
第百七条の五の付記中「及び第六項」を「、第六項及び第九項」に改める。
第百七条の六中「又は」を「若しくは」に改め、「したとき」の下に「、又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき」を加える。
第七章中第百十四条の次に次の二条を加える。
(公安部委員会の事務の委任)
第百十四条の二 公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務(これらの処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞に関する事務を含む)を警視総監又は道府県警察本部長に行なわせることができる。
2 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができることを第六項¹を加える。
第百十八条第一項第一号中「第四項の規定により」の下に「、若しくは第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加え、同項第五号中「第五項」の下に「又は第六項」を加える。
第三の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載をして車両を運転した者
第百十九条第一項第九号の二中「、第三号又

同条第七項及び第八項中「前条第二項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条第四項の規定」と読み替えるものとする。
第百七条の五の付記中「及び第六項」を「、第六項及び第九項」に改める。
第百七条の六中「又は」を「若しくは」に改め、「したとき」の下に「、又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したとき」を加える。
第七章中第百十四条の次に次の二条を加える。
(公安部委員会の事務の委任)
第百十四条の二 公安委員会は、免許の保留及び免許の効力の停止に関する事務(これらの処分の際の弁明の機会の供与及び聴聞に関する事務を含む)を警視総監又は道府県警察本部長に行なわせることができる。
2 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行なわせることができることを第六項¹を加える。
第百十八条第一項第一号中「第四項の規定により」の下に「、若しくは第百七条の五第九項において準用する第百三条の二第一項の規定により」を加え、同項第五号中「第五項」の下に「又は第六項」を加える。
第三の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載をして車両を運転した者
第百十九条第一項第九号の二中「、第三号又

定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。の納付は、当該通告を受けた日翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内）

2 定めるところにより仮に納付することができるのである。ただし、第一百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

第一百二十七条第一項前段の規定による通告は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより公示して行なうことができる。

すみやかにその者に返還しなければならない。

第四節 反則者に係る刑事案件

(反則者に係る刑事案件)

（方面本部長への権限の委任）

第一百三十一一条 この章の規定により道警察本部長
第一項若しくは第二項後段の規定による通告
をすることができなかつたとき。

Digitized by srujanika@gmail.com

すみやかにその者に返還しなければならない。

第四節 反則者に係る刑事事件

第五節 雜則

（方面本部長への権限の委任）

第一百三十一一条 この章の規定により道警察本部長
第一項若しくは第二項後段の規定による通告
をすることができなかつたとき。

第三条 道路交通法の一部を次のように改正す
る。

参考

反則金の限度額は、この表の上欄に掲げる回
則行為に係る車両等の種類に応じ、この表の下
号の二若しくは第十号又は第二項の罪にあたる行
為

第一百一十九号の第一項第五号から第八号まで、第九号の二若しくは第十号又は第二項の罪にあたる行為	大型自動車等 普通自動車等	四千円 三千円
小型特殊自動車等		一千円

第三条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中、「大型特殊免許又は軽免許」を「又は大型特殊免許」に改める。
別表中「自動二輪車及び軽自動車」を「及び自動二輪車」に改める。

附則

一 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中道路交通法目次の改正規定(「第一百四十四条」を改める部分に限る)、同法第七十五条の四の改正規定及び同法第一百四十四条

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。次項から附則第五項までにおいて同じ。）及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日から起算して三月を経過した日
三 第二条並びに附則第六項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定 昭和四十年七月一日
四 第三条及び附則第十二項の規定 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第十九十六号）第二条の規定の施行の日（昭和四十

十三年九月一日)

2 第一条の規定の施行の際現に大型自動車免許

(以下「大型免許」という。)を受けている者
で、大型免許、普通自動車免許又は大型特殊自

動車免許によつて運転することができる自動車
の運転の経験の期間が通算して二年に達してい
るものは、同条の規定による改正後の道路交通

法(以下「新法」という。)第八十五条第五項の
規定の適用については、これらの自動車の運転
の経験の期間が通算して三年に達しているもの
とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に大型免許を受け
ている者及び大型免許の運転免許試験に合格し
て大型免許を受けない者に係る大型自動車
の運転及び大型免許について、新法第八十五
条第六項及び第八十八条第一項第一号の規定に
かかわらず、なお従前の例による。

4 新法第八十三条の二第一項の規定は、第一条の
規定の施行前に交通事故を起こした者で当該交
通事故に關し同項各号のいずれかに該当するこ
ととなつたものについては、適用しない。

5 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

6 第一条の規定による改正後の道路交通法第九
章及び別表の規定は、同条の規定の施行前にし
た行為については、適用しない。

7 国は、当分の間、交通安全対策の一環とし
た反則金に係る収入額に相当する金額を、毎年
度、政令で定める道路交通安全施設(国が設置
するもの及び国の補助を受けて設置するものを
除く。)の設置に要する費用に充てさせるため、
交通安全対策特別交付金(以下「交付金」とい
う。)として、交通事故の発生件数、人口の集中
度等を考慮して政令で定めるところにより、都
道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)
に交付するものとする。

8 前項の規定により交付すべき交付金の毎年度
分の総額は、当該年度における反則金に係る收
入額に相当するものとする。

入見込額に当該年度の前年度以前の年度におい
て交付すべきであつた交付金の額でまだ交付し
ていないものを加算し、又は当該收入見込額か
ら当該前年度以前の年度において交付すべきで
あつた交付金の額をこえて交付した額を控除し
た額とする。

9 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた

交付金を附則第七項に規定する道路交通安全施

設の設置に要する費用に充てなかつたときは、
当該返還された年度の翌年度又は翌翌年度にお

いて、同項の規定により交付すべき交付金の當
該年度の総額に加算する。

10 国は、交付金の用途及び道路交通安全施設の
設置の状況等に關し、必要があると認めるとき
は、都道府県及び市町村から報告を徵すること
ができる。

11 前四項の規定による交付金に関する事務は、
自治大臣が行なう。

12 第三条の規定の施行前にした軽自動車に係る
反則行為は、同条の規定による改正後の道路交
通法第九章及び別表の規定の適用については、
普通自動車に係る反則行為とみなす。

13 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭
和三十七年法律第百四十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

本則に次の一項を加える。
(反則行為に關する処理手続の特例の適用)
第十一條 道路交通法第九章及び別表の規定
の適用については、第八条第二項第三号若し
くは第四号又は同条第三項の罪にあたる行
為は、同法第八章の罪にあたる行為のうち同
法別表の上欄の同法第一百二十条の罪にあたる
行為の項に掲げるものとみなす。

14 第二十九条の四 市町村は、法令の規定に基づき
都道府県立の高等学校の施設の建設事業に
要する経費

三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修
繕に要する経費

一 都道府県立の高等学校の職員の給与に要す
る経費

二 都道府県立の高等学校の施設の建設事業に
要する経費

三 都道府県立の高等学校の施設の維持及び修
繕に要する経費

一 都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)
に交付するものとする。

8 前項の規定により交付すべき交付金の毎年度
分の総額は、当該年度における反則金に係る收
入額に相当するものとする。

れる。

二十八の二 道路交通法の一部を改正する法
律(昭和四十二年法律第 号)附則第七項
の規定による交通安全対策特別交付金の額
を決定し、及びこれを交付すること。

十六の二 交通安全対策特別交付金の交付に
関すること。

第十七条第四号の四の次に次の一号を加える。
四五五号の次に次の一号を加える。

四の五 都道府県及び市町村(特別区を含
む。)に交付すべき交通安全対策特別交付金
の額の決定及び返還に關すること。

六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五三号)

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持
及び修繕に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

の負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

の負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

の負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する経費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する経費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

の負担を転嫁してはならない。

一 市町村の職員の給与に要する絏費

二 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の維持及び修繕に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

一 戰傷病者に對する地方税の減免等に關する請
願(第一四五二号)

二 市町村の職員の給与に要する絏費

三 市町村立の小学校及び中学校の施設の建設の建設
事業に要する絏費

四 六月二十三日本委員会に左の案件を付託され
た。

地方税は四十二年度から年千円の税額控除が認められただけである。一方、一般身体障害者に対する地方税は、自立更生をうながし、安定した生活を得させる配意から、一定の所得額までは、非課税の法的措置がとられている。また、一般身体障害者の手帳所持者には、自動車税又は軽自動車税を免除する措置がなされている。

六月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 離島振興法の一部を改正する法律案（衆）
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（衆）

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法（昭和二十八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「国土保全施設」を「国土保全施設等」に改める。

第九条第一項中「並びに同法第九条第一項及び第三項」を「同法第九条第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第五十一条並びに消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第四条第一項」に改め、同条第三項中「普通交付金」を「普通交付税」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五分の四とする」を「五分の四とし、公立学校施設災害復旧費國庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする」に改め、同項の次に次の二項を加える。

この法律による改正後の第九条第二項、第四項及び第五項の規定は、昭和四十三年度分の予算に係る國の負担金又は補助金から適用し、昭和四十二年度分の予算に係る國の負担金又は補

要する費用の三分の二を補助する。
事業を行なう地方公共団体に対し、その事業に学校若しくは難学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。
（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。

別表に次のように加える。
二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。
第十一条第一項中「三十人以内」を「三十一人」に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改め。

二 体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を公立の小学校又は中学校に設けること。
第十一条第一項中「三十人以内」を「三十一人」に改め、同条第二項中「第十三号から第十五号まで」を「第十四号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「前各号」を「前各項」に改め。

込みである。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

五百二十二条」を「第百七条の二」に改め。

五百二十二条」を「第百七条の二」に改め。

第二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、当該組合の組合員が組織する地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）が推薦した者を含む。）」を加える。

第四十四条第二項中「一月以前の組合員であつた期間三年間ににおける掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第四十四条の次に次の二条を加える。
（年金を受けるべき遺族の範囲）

第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその收入により生活を維持していたものとする。

第二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(4) 児童福祉法第五十条第十号及び第五十一条第二号に規定する費用について		消防施設強化促進法第一条に規定する費用について	
保育所の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合
児童福祉施設	設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	地方公共団体	三分の一
公立の義務教育諸学校	小学部及び中学部の建物の新築又は増築	地方公共団体	三分の一
公立の高等学校	教室へ買収その他の消去するための校舎の新築又は増築（教室へ買収その他の消去するための校舎の新築又は増築（以下同じ。）又は運動場の新築又は増築（以下同じ。））	地方公共団体	三分の一
公立の中学校	他これに準ずる方法による取得を含む。）	地方公共団体	三分の一

消防施設の区分	事業の区分	事業主体	国庫の補助割合
消防の用に供する機械器具及び設備	購入又は設置	市町村	三分の一
			三分の一

この法律は、公布の日から施行する。
お従前の例による。
助金で翌年度に繰り越したものについては、な

本案施行に要する経費としては、約四億円の見
3 第一項の規定の適用については、子又は孫は、
2 第二条第二項の規定は、前項の規定を適用す

「職員団体の負担金」と

「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国」の負担金」と

第一百四十二条第二項の表中第百三十三条第三項、第一百六十六条第一項、第一百三十四条（見出しを含む。）、第一百三十六条第一項及び第一百三十九条の項を次のように改める。

第一百十一条第一項	國若しくは地方公共団体	國
第一百三十九条		

第一百四十二条に次の二項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する國の職員である組合員に係る第一百三十三条第二項第一号の短期給付に要する費用についての國の負担金については、同号の短期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、國の一般会計からそれぞれ特別会計に繰り入れるものとする。

第一百九十九条中「第五号」を「第四号」に改める。

第二百条中「月以前の団体共済組合員であった期間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第一百三十三条第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の三十七・五」に改め、同条第四項第一号中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

組合員期間		日数
一年以上	二年未満	三〇日
二年以上	三年未満	六〇日
三年以上	四年未満	九〇日
四年以上	五年未満	一二〇日
五年以上	六年未満	一五〇日
六年以上	七年未満	一八〇日
七年以上	八年未満	二一〇日

第一百二十二条中「第二条第一項第三号、第二項及び第三項」を「第二条第二項」に、「第四十五条」を「第四十四条の二」に改め、同条の表中第二条第一項の項を削り、第九十七条の項の次に次のように加える。

第一百二十二条中「第二条第一項第三号、第二項及び第五号」を「第二号から第二号まで

公務傷病
業務傷病

八年以上	九年未満	二四〇日
九年以上	一〇年未満	三一〇〇日
一〇年以上	一一年未満	三三〇日
一一年以上	一二年未満	三六〇日
一二年以上	一三年未満	三九〇日
一四年以上	一五年未満	四二〇日
一五年以上	一六年未満	四六〇日
一六年以上	一七年未満	四五〇日
一七年以上	一八年未満	五三〇日
一八年以上	一九年未満	五七〇日
一九年以上	二〇年未満	六一〇日

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過する月の初日（以下この項において「施行日」という。）の規定によりこれらをこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定及び第一百二十三条第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条において「新法」という。）第四十四条第二項及び第二百条の規定は、この法律の施行（前条本文の規定による施行をいう。）の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

2 施行日の属する月の初日（以下この項において「適用日」という。）前に地方公務員等共済組合法の退職（死亡を含む。）をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭

3 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつて施行日以後三年内に退職したものについて年金たる長期給付の給付額の算定につき新法の規定を適用した場合において、新法施行法を含む。の規定により算定した年金の額がこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この条において「旧法」という。）の規定により算定した額とする。

4 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付額とする。

旧法の規定による年金の額をもつて当該年金の額により算定した年金の額より少ないとときは、

で旧法の規定による遺族がいないため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時において新法の遺族の範囲に関する

規定を適用するとしたならば当該年金以外の給付の支給を受けるべき遺族がある場合は、施行日において、その新法の規定による遺族に当該年金以外の給付を支給する。

5 施行日前に給付事由が生じた年金以外の給付（前項に規定するものを除く。）に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

6 新法第百十三条规定第二項及び第四項、第百十六条规定第一項、第百四十一條第一項（同法第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び

第四項、第百四十二条第二項及び第七項並びに第二百三條第三項及び第四項の規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

7 新法別表第二の規定は、施行日以後に給付事が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置（第四十五条第四十六条）」を「第三款 遺族一時金に関する経過措置（第四十五条・第四十六条）」に改める。

第一条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

5 この法律（第十三章及び第十三章の二を除く。）において遺族とは、新法の規定による年金たる給付（この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合（新法第四十四条の二に規定する遺族をいふものとし、新法の規定による一時金たる給付（この法律の規定により新法の一時金たる

給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十四条の二に規定する遺族をいうものとする。

第三十六条各号列記以外の部分中「（新法第一章及び第十三章の二を除き、以下同じ。）」を削る。

第二章第四節第三款の次に次の二款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用）

第四十六条の二 新法第四章第三節第四款中第九十八条の二第一項第二号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

2 新法第四章第三節第四款中第九十八条の二第一項第二号、第三号又は第五号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日前に公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

第六十一条中「及び第三十五条」を「、第三十

五条及び第四十六条の二」に改める。

第一百四十三条の十六中「（新法第二百二条において準用する新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。）」を削る。

本案施行に要する経費としては、約百七十億円の見込みである。

第十六号中正誤

ペジ 段 行 誤 最近 正

昭和四十二年七月三日印刷

昭和四十二年七月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局